

契約書(通所介護・介護予防通所介護)

様(以下「利用者」といいます。)と桂千代原口デイサービスセンター(以下「事業者」といいます。)とは、通所介護(介護予防通所介護)サービスの利用に関して次のとおり契約します。

(目的)

第1条

- 事業者は、介護保険法等の関係法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り在宅における自立した日常生活を営むことができるよう通所介護(介護予防通所介護)サービスを提供します。
- 2 事業者は、通所介護(介護予防通所介護)サービス提供にあたって、利用者の要介護状態区分及び被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

(契約期間)

第2条

- この契約書の契約期間は、平成 年 月 日から、利用者の要介護(支援)認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約期間の満了日の2日前までに利用者から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合、この契約は自動更新されるものとします。

(通所介護及び介護予防通所介護計画の作成)

第3条

- 事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び希望を踏まえて、通所介護(介護予防通所介護)計画を作成し、利用者及び、その家族に提示するとともに、文書での同意を得ます。
- 2 通所介護(介護予防通所介護)計画は、居宅支援計画の内容に沿って作成します。

(通所介護サービスの内容及びその提供)

第4条

- サービス提供の場所は、桂千代原口デイサービスセンターです。事業所の概要は、重要事項説明書に記載の通りです。
- 2 通所介護(介護予防通所介護)計画に沿ったサービスを提供します。
 - 3 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は可能な限り、希望に沿えるようにします。

(サービス提供の記録)

第5条

- 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後2年間保存します。
- 2 利用者及びその後見人(後見人がいない場合は、家族)は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。

(連携)

第6条

- サービスの提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身状況、そのおかれている環境、他の保健医療福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。
- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者に係る居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所に連絡するとともに、密接な連携に努めます。

- 3 正当な理由なくサービスの提供を拒みませんが、通常の事業実施地域等を勘案し利用希望者に対してサービスの提供が困難と認めた場合や、他の利用者への重大な影響をきたす場合には、当該利用者に係る居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所と連携し、必要な措置を講じます。

(料金)
第7条

- 利用者は、事業所に対し、サービスの対価として料金表に定める利用単位ごとの料金を基準とした月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、月ごとの料金の合計額を請求の明細を付して、利用の翌月15日までに利用者へ送付します。
 - 3 利用者は、月ごとの料金の合計額を、利用の翌月末までに、事業所の指定する口座に振り込みます。
 - 4 事業者は、提供する通所介護サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、利用者の同意を得ます。
 - 5 事業者は、前項に定める費用のほか、重要事項説明書に掲げる費用の支払いを利用者に請求することができます。

(料金の変更)
第8条

- 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用料及び食費等の単価の変更(増額または減額)を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。
 - 3 利用者は料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

(利用者負担額の滞納)

第9条

- 利用者が正当な理由なく利用者負担額を2ヶ月以上滞納した場合は、事業者は、30日以上期間を定めて、契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 2 前項の催告をしたときは、事業者は、利用者の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と、利用者の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとします。
 - 3 事業者は、前項に定める協議を行い、かつ利用者が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を文書により解除することができます。
 - 4 事業者は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由として通所介護サービスの提供を拒むことはできません。

(サービスの中止)

第10条

- 利用者は事業者に対して、サービス利用当日の前日までに通知することにより、料金の負担をすることなくサービス利用の中止をすることができます。
- 2 利用者が、サービス利用当日の前日までに通知することなくサービスの利用を中止した場合、事業者は利用者に対して食事代・おやつ代を請求することができます。この場合の料金は、第7条の料金の支払いと併せて請求します。ただし、お客様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。
 - 3 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、通所サービスの提供が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。

(契約の終了)

第11条

- 利用者は、事業者に対して、1週間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解除することができます。但し、利用者の急変、入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内であっても解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は通知することにより、直ちに契約を解除することができます。
 - 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない時
 - 事業者が守秘義務に反した時
 - 事業者が利用者及びその家族等に対して、社会通念を逸脱する行為を行った時
 - 事業者が破産した時
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書等で通知することにより、直ちに契約を解除することができます。
 - 第9条に該当するとき
 - 利用者が正当な理由なく、休みをくりかえす場合。また、利用者の病気・入院等により3ヶ月以上にわたって利用ができないことが明らかになった場合
 - 利用者または家族が、事業者や職員、または他の利用者に対して、契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - 利用者が、介護保険施設等に入所した場合
 - 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
 - 利用者が死亡した場合

(苦情対応)

第12条 事業者は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、提供した通所介護サービスについて利用者の苦情や要望に、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

(緊急時の対応)

第13条 事業者は、通所介護サービスの提供を行っているときに利用者に容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の家族、または、緊急連絡先及び主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

(個人情報保護・秘密保持)

第14条 事業者及び、事業者の使用するものは、サービスを提供するうえで知り得た利用者およびその家族に関する情報を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。

- 2 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を使用しません。
- 3 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を使用しません。

(虐待の禁止)

第15条 従事者は、利用者及び家族に対して、常に敬意をもって接し、心身に苦痛を与える行為や人格を辱める行為等は決していたしません。

(利用者代理人)

第16条 利用者は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

- 2 利用者の代理人選出に際して必要がある場合は、成年後見人制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(賠償責任)

第17条 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責に帰すべく事由により、利用者の生命・体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

- 2 前項において、事故により利用者に損害が発生した場合は、事業者は速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

- 3 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(本契約に定めない事項義務)

第18条

- 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、協議により定めます。

(裁判管轄)

第19条

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合には、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ同意します。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、利用者、事業者が各署名押印して1通ずつを保有するものとします。

平成 年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____

代理人(選任した場合)

住所 _____

氏名 _____

事業者

住 所 京都市西京区御陵内町3番地1
事業者(法人)名 特定非営利活動法人 ヒューマン
事業所名 桂千代原口デイサービスセンター
(事業所番号)
代表者名 理事長 高松俊英 _____